



## 静岡市番号条例施行規則の一部を改正する規則の骨子案

### I この資料での用語の定義

#### 1 番号法

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

#### 2 法別表第 2 主務省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）

#### 3 番号条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年静岡市条例第 111 号）

#### 4 条例施行規則

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成 28 年静岡市規則第 69 号）

#### 5 個人番号

特定の個人を識別するための一人ひとり異なる 12 桁の番号、いわゆる「マイナンバー」のこと。

#### 6 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報

#### 7 情報連携

情報提供ネットワークシステムを使用した国や他の地方公共団体等との間の特定個人情報の授受のこと。

#### 8 庁内連携

静岡市の同一の執行機関内での事務ごとにおける特定個人情報の授受のこと。

### II 改正の概要

1 「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から本市において実施する、難病の患者に対する医療等に関する法律による事務及び当該事務を実施するために庁内連携を行う特定個人情報を追加します。

2 法別表第 2 主務省令の改正に伴い、次のとおり、「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」の定義の変更、条例施行規則に規定する事務及び特定個人情報の追加等を行います。

(1) 「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」の定義を法別表第2主務省令で定める範囲に合わせます。

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による事務、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による事務及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による事務に、当該事務に関連する事務及び特定個人情報の追加等を行います。

3 次のとおり、条例施行規則の規定の見直しを行います。

(1) 「生活保護実施関係情報」の定義及び生活保護法による事務、生活保護法による事務に準ずる生活に困窮する外国人に関する事務、中国残留邦人法による事務の範囲について、法別表第2主務省令で定める範囲に合わせます。

(2) 条例施行規則第7条の生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務において、庁内連携を行う特定個人情報として、要保護者等に係る精神保健入院措置決定等関係情報（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の費用の徴収に関する情報）を追加します。

(3) 上記のほか、字句の修正、追加等の所要の改正を行います。

4 平成29年9月27日から同年10月27日まで実施した「番号条例施行規則の一部を改正する規則の骨子案」に関する意見公募手続において、条例施行規則第16条、第31条、第32条の一部及び第34条の事務に追加する特定個人情報を「児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報」としていました。

このたび、平成30年2月議会定例会における番号条例の一部改正議案の上程に伴う検討の中で、上記事務に追加する特定個人情報を、その範囲をより限定した「児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に係る部分に限る。）」として追加する必要が生じたので、改めて、意見公募手続を実施します。

5 平成30年2月議会定例会において、番号条例の一部改正議案を上程し、番号法別表第2に掲げられ、国や他の地方公共団体等との間の情報連携ができる特定個人情報については、庁内連携ができるようにすることから、番号条例の一部事務及び特定個人情報を削除することに伴い、当該事務及び特定個人情報の細則を定める条例施行規則の

一部事務及び特定個人情報を削除します。

### Ⅲ 施行日

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

次ページ以降の「Ⅳ 主な改正の内容」について、市民の皆さんからの意見をお待ちしています。

#### IV 主な改正の内容

##### 1 政令の施行に伴う難病の患者に対する医療等に関する法律による事務及び特定個人情報の追加（条例施行規則第 23 条）

「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から本市において実施する、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」といいます。）による事務及び当該事務を実施するために庁内連携を行う特定個人情報を追加します。

##### (1) すでに条例施行規則に規定されている次の事務に、当該事務に関する患者の保護者（※1）又は支給認定基準世帯員（※2）に関する次の特定個人情報を追加するもの

事務	追加する特定個人情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病法による特定医療費の支給に関する事務</li> <li>・難病法による医療受給者証に関する事務</li> <li>・難病法による支給認定の取消しに関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民税又は市民税に関する情報</li> <li>・生活保護実施関係情報</li> <li>・中国残留邦人等支援給付実施関係情報</li> <li>・国民健康保険給付関係情報</li> <li>・後期高齢者医療関係情報</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病法による支給認定の申請に係る審査に関する事務</li> <li>・難病法による支給認定の変更に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民税又は市民税に関する情報</li> <li>・国民健康保険給付関係情報</li> <li>・後期高齢者医療関係情報</li> </ul>

(※1) 患者の保護者に関する特定個人情報が追加されるのは、県民税又は市民税に関する情報についてのみです。

(※2) 支給認定基準世帯員

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号）第 1 条第 1 項第 2 号イで定める、支給認定を受けた指定難病の患者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもののことで

##### (2) 次の事務と次の特定個人情報を新たに規定するもの

新たに規定する事務	新たに規定する特定個人情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病法による資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則による申請内容の変更の届出に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民税又は市民税に関する情報</li> <li>・生活保護実施関係情報</li> <li>・中国残留邦人等支援給付実施関係情報</li> <li>・国民健康保険給付関係情報</li> <li>・後期高齢者医療関係情報</li> </ul>

## 2 法別表第2主務省令の改正に伴う「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」の定義の変更、条例施行規則に規定する事務及び特定個人情報の追加等

法別表第2主務省令の改正に伴い、以下のとおり、「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」の定義を法別表第2主務省令で定める範囲に合わせるとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人法」といいます。）による事務、児童福祉法による事務及び母子及び父子並びに寡婦福祉法による事務に、当該事務に関連する事務及び特定個人情報を追加すること等を行います。

### (1) 「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」の定義の変更（条例施行規則第7条等）

「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」の定義に次の情報を加え、法別表第2主務省令で定める範囲に合わせます。

- ・旧法（※3）による支援給付の支給の実施に関する情報
- ・平成25年改正法（※4）による支援給付の支給の実施に関する情報
- ・中国残留邦人法（平成19年改正法（※5）において準用する場合を含む。）及び旧法によりその例によるものとされる生活保護法による保護の開始、変更等に関する情報

#### （※3）旧法

改正前の中国残留邦人法

#### （※4）平成25年改正法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）

#### （※5）平成19年改正法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）

### (2) 中国残留邦人法による事務の追加等（条例施行規則第9条）

①中国残留邦人法による支援給付の支給の実施又は平成19年改正法による支援給付の支給の実施に関する事務について、次の事務を追加します。

- ・旧法による支援給付の支給の実施に関する事務
- ・平成25年改正法による支援給付の支給の実施に関する事務

②中国残留邦人法（平成19年改正法において準用する場合を含みます。）による事務

について、それぞれ旧法によりその例によるものとされる次の生活保護法による事務の追加等を行います。

- ・ 保護の開始又は保護の変更の申請に係る審査に関する事務
- ・ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務
- ・ 保護の停止又は廃止に関する事務
- ・ 保護に要する費用の返還に関する事務
- ・ 徴収金の徴収に関する事務

③「要支援者等」の定義に次の者を加え、法別表第 2 主務省令で定める範囲に合わせます。

- ・ 旧法による支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者
- ・ 平成 25 年改正法による支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者

(3) 児童福祉法による事務及び当該事務で庁内連携を行う特定個人情報の追加等(条例施行規則第 22 条)

①児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児入所給付費、同法第 24 条の 6 第 1 項の規定による高額障害児入所給付費又は同法第 24 条の 7 第 1 項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実の審査に関する事務について、当該申請内容の変更の届出に係る事実の審査に関する事務を追加します。

②①の事務で庁内連携できる特定個人情報として、当該申請内容の変更の届出に関する障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に関する次の情報を追加します。

- ・ 障害児通所給付費等関係情報
- ・ 障害者総合支援関係情報
- ・ 特別児童扶養手当等関係情報
- ・ 介護給付等関係情報
- ・ 介護保険関係情報
- ・ 国民健康保険関係情報
- ・ 後期高齢者医療関係情報

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による事務の追加(条例施行規則第 33 条)

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 15 条第 2 項の規定による母子福祉資金の貸付けの償還免除の申請に係る審査に関する事務について、同法第 31 条の 6 第 5 項において準用する場合における同法第 15 条第 2 項の規定による父子福祉資金の貸付けの償還免除の申請に係る審査に関する事務を追加します。

### 3 条例施行規則の規定の見直し

以下のとおり、条例施行規則の規定の見直しを行います。

#### (1) 「生活保護実施関係情報」の定義及び生活保護法による事務等の範囲の変更

「生活保護実施関係情報」の定義（条例施行規則第 6 条等）及び生活保護法による事務（同規則第 7 条）、生活保護法による事務に準ずる生活に困窮する外国人に関する事務（同規則第 2 条、第 8 条）、中国残留邦人法による事務（同規則第 9 条）について、次のように、法別表第 2 主務省令の規定に合わせます。

変更前：生活保護法第 24 条第 1 項の規定による保護の開始又は同条第 9 項において準用する同条第 1 項の規定による保護の変更の申請・・・

変更後：生活保護法第 24 条第 1 項の規定による保護の開始又は同条第 9 項の規定による保護の変更の申請・・・

#### (2) 生活保護法第 19 条第 1 項の保護の実施に関する事務において庁内連携を行う特定個人情報の追加（条例施行規則第 7 条）

生活保護法第 19 条第 1 項の保護の実施に関する事務において、庁内連携を行う特定個人情報として、要保護者等に係る精神保健入院措置決定等関係情報（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 31 条の費用の徴収に関する情報）を追加します。

### 4 「児童福祉法第 56 条第 1 項の負担能力の認定又は同条第 2 項の費用の徴収に関する情報（同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 27 条の 2 第 1 項の措置に係る部分に限る。）」の追加

次の事務について、庁内連携を行う特定個人情報として、「児童福祉法第 56 条第 1 項の負担能力の認定又は同条第 2 項の費用の徴収に関する情報（同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 27 条の 2 第 1 項の措置に係る部分に限る。）」（※ 6）を追加し

ます。

(※6) 児童福祉法に基づく児童相談所長の判断による、児童の施設等（児童養護施設、乳児院、障害児施設等）への入所や里親への養育の委託における、負担能力の認定や費用の徴収において必要となる情報（入所支援や措置に関する開始や終了の年月日等）のことです。

**(1) 重度心身障害者に係る医療費の助成に関する事務（条例施行規則第16条）**

- ① 静岡市重度心身障害者医療費助成規則の医療費の助成額の算定に関する事務
- ② 静岡市重度心身障害者医療費助成規則による受給者証の交付（再交付を含む。）の申請に係る審査に関する事務
- ③ 静岡市重度心身障害者医療費助成規則による助成金の支給の申請に係る審査に関する事務
- ④ 静岡市重度心身障害者医療費助成規則による受給者証の更新に関する事務
- ⑤ 静岡市重度心身障害者医療費助成規則による届出の処理に関する事務

**(2) 児童手当法による児童手当又は特定給付の支給に関する事務（条例施行規則第31条）**

- ① 児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る審査に関する事務
- ② 児童手当法による児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る審査に関する事務
- ③ 児童手当法による届出の処理に関する事務

**(3) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務（条例施行規則第32条）**

- ① 児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る審査に関する事務
- ② 児童扶養手当法による手当の額の改定の請求に係る審査に関する事務
- ③ 児童扶養手当法施行規則による現況の届出の処理に関する事務

**(4) 母子家庭等に係る医療費の助成に関する事務（条例施行規則第34条）**

- ① 静岡市母子家庭等医療費助成規則による助成の交付又は受給者証の更新の申請に係る審査に関する事務
- ② 静岡市母子家庭等医療費助成規則による助成金の支給の申請に係る審査に関する事務
- ③ 静岡市母子家庭等医療費助成規則による届出の処理に関する事務